

# 記入例

## 離婚届

令和 年 月 日届出

長 殿

|        |          |      |     |     |        |
|--------|----------|------|-----|-----|--------|
| 受理     | 令和 年 月 日 |      |     |     |        |
| 第 号    |          |      |     |     |        |
| 通知(送付) | 令和 年 月 日 |      |     |     |        |
| 第 号    |          |      |     |     |        |
| 書類調査   | 戸籍記載     | 記載調査 | 調査票 | 附 票 | 住民票 通知 |

|   |  |   |
|---|--|---|
| (1) 氏 名                                 | 夫 フクサキ タロウ<br>福崎 太郎  | 妻 フクサキ ハナコ<br>福崎 花子                         |
| 生 年 月 日                                 | 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日  | 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日                             |
| 住 所                                     | 兵庫県神崎郡福崎町南田原<br>3 1 1 6 番地 1   | 兵庫県神崎郡福崎町西田原<br>1 2 3 番地 4 5<br>Gajiroハイツ6号 |
| (2) 本 籍                                 | 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3 1 1 6 番地 1  |   |
| (外 国 人 の と き は 国 籍 だ け を 書 い て く だ さ い) | 筆頭者の氏名 福崎 太郎   |   |
| 父母及び養父母の氏名<br>父母との続き柄                   | 夫の父 福崎 春雄<br>母 夏美  | 続き柄 長男<br>妻の父 神崎 秋夫<br>母 冬美                 |
| (右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください)    | 養父<br>養母   | 続き柄 養子<br>続き柄 養女                            |
| (3) 離婚の種別                               | <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚<br><input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立<br><input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定<br><input type="checkbox"/> 和解<br><input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾<br><input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定 |   |
| (4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍                       | <input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる<br><input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる   |   |
| 【注1】                                    | 兵庫県姫路市本町 6 8 番地 筆頭者の氏名 神崎 花子   |   |
| (5) 未成年の子の氏名                            | 父母双方が親権を行う子 福崎 桜<br>父(夫)が親権を行う子<br>母(妻)が親権を行う子<br>親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされて 福崎 椿<br>(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが図のようにしるしをつけてください。  |   |
|   | 未成年(18歳未満)の子全員について、親権を行う方の欄に氏名を記入。<br>←家庭裁判所に申立てをしている子を記入<br>協議離婚の場合は内容を <b>確認し、必ず✓を入れる</b>  |   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| (6) 同居の期間           | 令和〇年 〇月 から 令和 〇年 〇月 まで  |
| (7) 別居する前の住 所       | 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3 1 1 6 番地 1 号   |
| (8) 別居する前の世帯のおもな仕事と | <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br><input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br><input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br><input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br><input checked="" type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br><input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯<br>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日) |
| (9) 夫 妻 の 職 業       | 夫の職業  |
| その他                 |   |
| 届出人署名(※押印は任意)       | 夫 福崎 太郎 印 妻 福崎 花子 印   |

協議離婚の場合必ず夫と妻の本人が署名

|                     |   |
|---------------------|---|
| 証 人 (協議離婚のときだけ必要です) |   |
| 署 名 (※押印は任意)        | 福崎 春雄 印 神崎 秋夫 印                           |
| 生 年 月 日             | 昭和 〇年 〇月 〇日 昭和 〇年 〇月 〇日                   |
| 住 所                 | 兵庫県神崎郡福崎町南田原 1 2 3 番地 兵庫県姫路市本町 6 8 番地     |
| 本 籍                 | 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3 1 1 6 番地 1 兵庫県姫路市本町 6 8 番地 |

協議離婚の場合は18歳以上の証人が2人必要です。

□には、あてはまるものに□のあてはまるものにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しなくても構いません(別居の際には何れも記載し、左の欄には何も記載しなくても構いません。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月を記入してください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。

子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

取決めをしている。  まだ、決めていない。

親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしない場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

未成年の子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

取決めをしている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

【注1】  
 婚姻によって氏を変えた妻(夫)は、離婚後、  
 「①婚姻前の氏にもどる」か「②今のままの氏を称する」かで異なります。  
 ①の場合は、【注1】「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄を記入。  
 ②の場合は、何も記入せず『離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)』を提出。



法務省パンフレット 法務省の解説動画

交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を上記費用等の立替えをご利用いただける場合がありますので、お問い合わせください。

74 【公式ホームページ】 <https://www.houterasu.or.jp>